

民 生

1	社 会 福 祉	81
2	社会福祉事業団	83
3	生 活 保 護	84
4	児 童 ・ 母 子 福 祉	86
5	身 体 障 害 者 福 祉	92
6	精 神 薄 弱 者 福 祉	94
7	老 人 福 祉	97
8	老人保健医療制度	103
9	医 療 費 助 成 制 度	103
10	同 和 対 策 事 業	104
11	失 業 対 策 事 業	108
12	国 民 健 康 保 險	109
13	国 民 年 金	111
14	戸 籍 ・ 住 民	113
15	住 民 組 織	114
16	住 居 表 示 整 備 事 業 実 施 状 況	115
17	交 通 安 全 対 策	116
18	市 営 駐 車 場	120

1 社 会 福 祉

(1) 民 生 委 員

ア 地区別民生委員数（定数773人）

（昭61.4.1現在）

性別 \ 地区	東 部	西 部	南 部	北 部	中 部	計
男	139	76	49	57	39	360
女	172	82	23	101	29	407
計	311	158	72	158	68	767

イ 民生委員推せん制度

民生委員推せん準備会

（下部組織）

○推せん会の下部組織として、小学校の区域ごとに熊本市民生委員推せん準備会をおく

○準備会は民生委員候補者の下調べを行い、推せん会にその結果を内申する

（準備会委員）

○準備会は委員9人以内をもって組織する

○委員は小学校の区域内に住所を有し、市議会議員の選挙権を有するものの内から推せん会委員長が委嘱する校区社協 校区婦人会 校区民生委員 校区自治会 校区PTA 校区保護司 校区老人クラブ 校区母子会 校区公民館各代表

民生委員推せん会

各校区より内申された候補者を、民生委員法第8条による委員構成により、民生委員推せん会によって推せんする

ウ 処 遇

民生・児童委員報償金

総務 年額 48,500円 委員 年額 41,000円 （このほか各委員に42,000円県より支出）

市電（全線バス）、市バス及び各社バス乗車券年額4,000円相当

民生委員協議会運営補助金 年額 4,252千円

民生委員互助会運営補助金 年額 773千円

特別旅費（大会等出席旅費） 年額 145千円

民生

(2) 社会福祉団体一覧

(昭 61. 6. 22 現在)

名 称	代 表 者	所 在 地	設 置 目 的
社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会	星子 敏雄	南千反畑町 10 番 7 号	熊本市における社会福祉事業の能率的運営と組織活動を促進し、もって市民の福祉の増進を図る
熊本市民生委員 児童委員協議会	森 浄子	南千反畑町 10 番 7 号	民生委員相互の研鑽と資質の向上を図り、もって市民の福祉増進に寄与する
熊本市母子寡婦福 祉連合会	板倉アキノ	新屋敷 1 丁目 15 番 7 号	母子家庭の母・寡婦の相互福祉の対策を考究し、その具体的実践により自立更生に努め生活の安定を図る
熊本市老人クラブ 連 合 会	坂梨 日露	花畑町 3 番 1 号	老人の福祉増進を図る
熊本市遺族連合会	西島 清明	紺屋町 2 丁目 8 番 1 号	遺族の団結、相互扶助、更生慰安を図り平和日本の隆盛に貢献する
熊本県英霊顕彰会	細川 護熙	水前寺 6 丁目 熊本県 援護課内	英霊の顕彰と遺族の福祉増進を図る
熊本市傷痍軍人会	藤澤 松義	花畑町 3 番 1 号	戦傷病者の福利増進を図る
熊本市原爆被害者 の会	内田 幸吉	秋津町沼山津 85 番地 1	被爆者の相互扶助と福利増進を図る
熊本地区保護司会	免出 碩	渡鹿 6 丁目 6 番 40 号	更生保護事業として、非行犯罪のあった者の更生を助長するため指導監督、補導援護を行って一般社会への復帰を図り、再犯を防止して社会を保護し、もって個人及び公共の福祉を増進するため犯罪予防活動を行うことを目的とする
熊本 B B S 会	松浦 一美	大江 3 丁目 1 番 53 号	奉仕と友愛の精神をもって日常、非行少年のよき友達を志す B B S 会員の質の向上と会員相互の連絡を図る
原水禁日本国民会 議熊本県協議会	川村 継義	九品寺 1 丁目 17 番 9 号	あらゆる国の核実験に反対することを目的とする
核兵器禁止平和建 設熊本県民会議	沢田 一精	新屋敷 1 丁目 2 番 37 号	人類を滅亡する核兵器の製造中止を図る
熊本県共同募金会 熊本市支会	坂梨 日露	南千反畑町 10 番 7 号	共同募金の推進を図る
日本赤十字社熊本 県支部熊本市地区	星子 敏雄	手取本町 1 番 1 号	日赤社資募集運動の推進及び災害救護活動をはじめ赤十字事業の推進を図る
熊飽肢体不自由児 父母の会	井上 洋一	健軍町 3373 番地 23	熊本市地区の肢体不自由児の福祉増進を図る
熊本市精神薄弱者 育成会	倉重 末喜	花畑町 3 番 1 号	熊本市の精神薄弱者（児）の社会人としての育成を図る
熊本市身体障害者 福祉協会連合会	寺本 克己	渡鹿 5 丁目 5 番 52 号	組織強化並びに親睦、生活向上、自立更生、社会復帰の援助を図る
熊本市社会福祉施 設連合会	松本 孝治	渡鹿 5 丁目 9 番 12 号	市内の各社会福祉施設の職員の資質の向上を図る
熊本市保育所連盟	城本敬一郎	手取本町 8 番 3 号	保育事業の健全な発展、保育関係者の資質の向上を図る
社団法人 熊本市 保育園協会	岩男 保誓	手取本町 8 番 3 号	保育園の代表者が会員となり、保育園の資質の向上と保育園職員の福利厚生を図り、もって乳幼児保育の振興に寄与することを目的とする
社会福祉法人 熊本 市社会福祉事業団	星子 敏雄	花畑町 3 番 1 号	熊本市が設置する社会福祉施設の運営を適切、かつ能率的に行うことにより、熊本市における社会福祉の増進に寄与することを目的とする
中国残留孤児等対 策協議会	星子 敏雄	花畑町 3 番 1 号	中国残留日本人孤児等にかかる諸問題の解決に寄与し、あわせて中華人民共和国との友好親善に資することを目的とする

(3) 中国帰国者生活安定対策事業

昭和61年6月1日現在熊本市に在住する中国帰国者は49世帯126人を数え県内帰国者の約半数以上を占めている

これら中国帰国者が1日も早く日本社会の風俗、習慣、言語等に慣れることにより社会的自立を容易にすることを目的とする

中国帰国者生活安定対策特別事業

施行年月日 昭和57年6月17日

就労人員 12名(昭和61年6月1日現在)

内 容 公園の清掃作業等

中国帰国者日本語講座

開講年月日 昭和58年4月17日

受講者 24名(昭和61年6月1日現在)

内 容 上級、中級の2クラスに分けて毎週日曜日、日常生活に必要な日本語の講座を設けている

2 社会福祉事業団

名 称 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団

設立年月日 昭和57年3月23日

目 的 事業団は、民間の活力を結集して、熊本市が設置する次の社会福祉施設の運営を適切、かつ能率的に行うことにより、熊本市における社会福祉の増進に寄与することを目的とする

運営管理する施設と事業

(1) 第1種社会福祉事業

- 熊本市はなぞの学苑(精神薄弱者更生施設)の受託経営
- 熊本市母子寮(母子寮)の受託経営

(2) 第2種社会福祉事業

- 熊本市中央老人福祉センター
 - 熊本市東老人福祉センター
 - 熊本市西老人福祉センター
 - 熊本市南老人福祉センター
 - 熊本市北老人福祉センター
 - 熊本市母子福祉センター
- } の受託経営

(3) 施設外事業として「老人の生きがいと創造の事業」の受託運営

役員 理事 14名 監事 2名

理事長 市長

副理事長 助 役

常務理事 前交通事業管理者
(事務局長兼務)

理 事 市議会代表理事・民間学識経験者理事・社会福祉事業関係理事・市関係職員理事

監 事 収入役・民間学識経験者

事務所の所在地 熊本市花畑町3番1号

資本金及び資金 基本財産 3,000千円 (市出資金)

運用財産 7,000千円 (市出資金)

事業資金は、市からの委託料、補助金及び預金利子その他の資金をもってあてる

3 生活保護

(1) 保護状況

年 度		56	57	58	59	60
区 分						
生活 扶 助	世 帯	4,303	4,457	4,753	5,016	5,145
	人 員	8,561	8,806	9,359	9,775	9,896
	金 額 (千円)	2,878,156	3,191,982	3,546,663	3,842,117	4,016,392
住 宅 扶 助	世 帯	3,580	3,771	4,089	4,345	4,516
	人 員	7,016	7,346	7,927	8,353	8,559
	金 額 (千円)	5,560,64	6,510,26	7,614,51	8,690,23	9,799,07
教 育 扶 助	世 帯	925	983	1,041	1,072	1,085
	人 員	1,522	1,619	1,707	1,791	1,789
	金 額 (千円)	93,000	108,746	109,324	114,666	120,552
医 療 扶 助	世 帯	4,898	5,041	5,258	5,481	5,611
	人 員	6,601	6,796	6,989	7,257	7,454
	金 額 (千円)	5,946,265	6,361,343	6,588,654	7,090,646	7,533,171
出 産 扶 助	世 帯	0.6	1.6	1.3	2	2
	人 員	0.6	1.6	1.3	2	2
	金 額 (千円)	352	869	660	641	699
生 業 扶 助	世 帯	9.4	7.3	7.2	7	7
	人 員	9.5	7.4	7.3	7	7
	金 額 (千円)	2,310	1,998	2,395	1,042	1,730
葬 祭 扶 助	世 帯	12.7	13.3	10.5	10	12
	人 員	12.7	13.3	10.5	10	12
	金 額 (千円)	13,748	16,818	13,168	12,664	16,045
保護施設事務費 (千円)		82,482	79,504	76,589	80,757	76,131
実 数	世 帯	5,550	5,707	6,009	6,264	6,350
	人 員	9,920	10,175	10,745	11,124	11,191
	金 額 (千円)	9,572,377	10,412,286	11,098,904	12,011,556	12,744,627

(注) 世帯及び人員は月平均、金額は年度総計を示す

(2) 保護率の推移 (年度平均)

年 度		56	57	58	59	60
区 分						
市		18.63 ‰	18.90 ‰	19.73 ‰	20.16 ‰	20.18 ‰
県		16.89	16.96	16.90	16.48	15.56

(3) 保護措置状況

年度 区分	56	57	58	59	60
申請件数	1,219	1,391	1,530	1,511	1,381
開始件数	1,012	1,132	1,239	1,214	1,121
却下・取下件数	202	260	279	287	275
廃止件数	867	868	897	1,061	1,109

(4) 世帯の労働力類型別被保護世帯

(昭和60年度月平均)

区分	就 業 別		構 成 比
	内 訳	世 帯	
世帯主が世帯に勤める	常用勤労者	354	5.6 %
	日雇労務者	253	4.0
	内職者	71	1.1
	その他の就業者	121	1.9
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯		343	5.4
働いている者のいない世帯		5,208	82.0
合 計		6,350	100

(5) 生活保護施設

(昭 61.4.1 現在)

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	許可年月	定 員
救 護	銀 杏 寮	社会福祉法人	吉 田 義 順	春日5丁目17番36号	昭35.1.2	60
授 産	友愛授産場	"	西 島 昌 節	壺川2丁目1番57号	昭28.1.2	30
医療保護	イエズス聖心病院	"	村 田 初 子	上林町3番56号	昭27.4	96

4 児童・母子福祉

(1) 保育所措置状況

年度	公私立別	申請件数	要措置件数	措置件数	措置率(%)	未措置件数
57	公立	1,407	1,405	1,346	95.8	59
	私立	7,381	7,372	7,007	95.0	365
	計	8,788	8,777	8,353	95.1	424
58	公立	1,388	1,385	1,316	95.0	69
	私立	7,389	7,363	7,046	95.6	317
	計	8,777	8,748	8,362	95.5	386
59	公立	1,402	1,396	1,351	96.8	45
	私立	7,323	7,307	7,069	96.7	238
	計	8,725	8,703	8,420	96.7	283
60	公立	1,357	1,348	1,315	97.6	33
	私立	7,325	7,315	6,986	95.5	329
	計	8,682	8,664	8,301	95.8	363
61	公立	1,415	1,408	1,353	96.1	55
	私立	7,505	7,496	7,135	95.2	361
	計	8,920	8,904	8,488	95.3	416

(2) 年齢別保育所措置状況

(昭61. 4. 1現在)

区分	保育所数	定数	年齢別措置件数					
			0才	1才	2才	3才	4才	5才
公立	19	1,650	20	104	187	299	366	377
私立	91	7,379	270	767	1,215	1,446	1,715	1,722
計	110	9,029	290	871	1,402	1,745	2,081	2,099

(3) 保育所 公立

(昭61. 4. 1現在)

施設名	定員	職員数			所在地	施設名	定員	職員数			所在地
		保母	その他	計				保母	その他	計	
本荘保育園	130	12	2	14	本荘6丁目	大江保育園	60	7	2	9	大江6丁目
寺原 "	70	6	2	8	坪井5丁目	清水 "	90	10	2	12	清水本町
横手 "	100	7	2	9	横手2丁目	中島 "	60	4	1	5	沖新町
白山 "	90	7	2	9	白山2丁目	幸田 "	90	7	2	9	御幸笛田町
京塚 "	110	11	2	13	健軍町	健軍 "	100	10	2	12	健軍2丁目
京町台 "	90	10	2	12	池田1丁目	水前寺 "	90	8	2	10	水前寺公園
城東 "	90	8	2	10	水道町	熊本乳児 "	60	13	3	16	水道町
池上 "	90	9	2	11	池上町	黒髪乳児 "	60	6	2	8	黒髪2丁目
小島 "	90	7	2	9	小島下町	麻生田 "	90	11	2	13	清水町麻生田
春日 "	90	8	2	10	春日1丁目	計19カ所	1,650	161	38	199	

私 立

(昭61.4.1現在)

施 設 名	定員	職 員 数			所 在 地	施 設 名	定員	職 員 数			所 在 地
		保母	その他	計				保母	その他	計	
白 羊 保 育 園	90	8	4	12	島崎3丁目	帯 山 保 育 園	90	8	3	11	健軍町
黒 髪 幼 愛 園	200	16	4	20	黒髪2丁目	大 光 "	60	4	3	7	画図町大字所島
愛 光 幼 児 園	60	6	3	9	新大江2丁目	千 草 "	90	9	3	12	萩原町
城 高 保 育 園	60	7	3	10	城山大塘町	こずえ "	90	11	3	14	八島町
みのり "	60	7	3	10	本荘3丁目	光 輪 "	60	7	2	9	秋津町沼山津
双 葉 "	90	10	3	13	本荘2丁目	つくし "	45	9	2	11	花園5丁目
城 南 幼 愛 園	90	9	3	12	春日町	エンゼル "	90	10	3	13	健軍町
友 愛 会 保 育 園	60	7	3	10	壺川2丁目	城 山 "	60	8	3	11	城山上代町
聖 母 幼 愛 園	120	9	4	13	南町	やまびこ "	45	6	2	8	尾ノ上2丁目
のぞみ保 育 園	90	6	3	9	若葉2丁目	こまどり "	90	8	2	10	長嶺町
ひかり幼 児 園	120	10	4	14	大江2丁目	むつみ "	90	8	2	10	楠1丁目
ひばり保 育 園	120	9	4	13	健軍町	第二森下 "	90	5	3	8	近見町
旭 "	150	9	4	13	近見町	さくらぎ "	60	6	3	9	花立3丁目
ひまわり "	60	8	3	11	新大江1丁目	武蔵ヶ丘 "	90	9	3	12	武蔵ヶ丘1丁目
か っ ぱ "	150	15	4	19	保田窪1丁目	ひ む き "	60	6	3	9	戸島町
マリア幼愛園	90	6	3	9	水前寺4丁目	御幸こぼと "	90	7	3	10	御幸笛田町
報 徳 保 育 園	90	7	3	10	池田2丁目	田 迎 "	90	7	4	11	田迎町大字良町
小 磯 "	90	7	4	11	新南部町	さつきヶ丘 "	60	6	3	9	龍田町上立田
瑩 光 "	60	5	4	9	花園6丁目	第二エンゼル "	90	7	4	11	健軍町
若 葉 幼 愛 園	60	7	2	9	池上町	熊本すみれ "	60	6	3	9	池亀町
かおる保 育 園	90	8	4	12	中島町	やまなみ "	120	10	3	13	戸島町
秋 津 "	90	7	3	10	桜木1丁目	せきれい "	60	6	3	9	健軍5丁目
藤 崎 台 "	60	5	3	8	古京町	松 尾 "	60	6	4	10	松尾町上松尾
有 明 "	60	5	2	7	小島下町	第二旭 "	60	5	3	8	近見町
城 北 "	120	10	4	14	清水町大字新地	熊本日の出 "	60	8	4	12	桜木3丁目
仁 愛 幼 育 園	210	15	6	21	薄場町	こじか "	60	7	3	10	南高江町
ぎんなん保 育 園	90	8	3	11	京塚本町	清水ヶ丘 "	60	6	3	9	清水町大字兎谷
川 尻 "	90	8	3	11	川尻町	第二画図 "	45	8	2	10	出水4丁目
つばみ "	120	13	4	17	国府本町	出仲間 "	60	7	3	10	田迎町大字出仲間
シオン "	60	12	4	16	新町4丁目	なぎさ "	60	6	3	9	江津1丁目
くるみ "	90	9	3	12	渡鹿6丁目	仁愛第二幼 育 園	90	10	3	13	白藤町
仁 愛 乳 児 園	90	14	4	18	春日4丁目	あゆみ 保 育 園	60	7	3	10	龍田町弓削
すぎのこ保 育 園	90	7	4	11	二本木4丁目	カトレア "	60	6	3	9	若葉6丁目
木の実 "	90	7	3	10	西原2丁目	上ノ郷 "	60	7	3	10	上ノ郷町
天使の園 "	90	10	3	13	渡鹿1丁目	木の葉 "	60	5	3	8	石原町
きよめ "	60	7	3	10	国府2丁目	たつだ "	60	7	2	9	龍田町弓削
九品寺 "	90	8	3	11	九品寺5丁目	つばめ "	90	7	4	11	長嶺町
はけみや "	60	6	4	10	清水町大字高平	日 吉 "	60	8	3	11	十禅寺町
画 図 "	60	7	3	10	画図町大字下江津	にれのき "	60	6	3	9	清水町大字楡木
二 岡 "	120	8	3	11	戸島町	力合さくら "	45	7	3	10	合志町
広 福 "	60	5	3	8	長嶺町	リズム幼 育 園	60	6	3	9	御幸笛田町
供 合 "	114	9	3	12	上南部町	まんごく保 育 園	45	6	2	8	清水町大字万石
小 山 "	90	8	3	11	小山町	月 出 "	60	6	3	9	健軍町
森 下 "	90	7	3	10	南高江町	熊本夜間 "	30	6	2	8	新市街
第二桜ヶ丘 "	90	9	3	12	世安町						
本妙寺 "	90	8	2	10	花園4丁目	計 91 カ 所	7,379	708	285	993	
くすの実 "	120	10	3	13	楠4丁目	公私立計 110 カ所	9,029	869	323	1,192	

民生

(4) 助 成

ア 社会福祉施設建設費補助金

補助金の額は、社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費の国庫補助（負担）基準により算出した額から、当該法人が国、県又はその他の補助機関から交付を受けた補助金等の額を控除した額に、次表に定める補助率を乗じて得た額

区 分	補 助 率			
	新 築 等		増 改 築	
補助金交付対象区分	市長が措置権者である場合	その他	市長が措置権者である場合	その他
社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第2条に掲げる事業を行う社会福祉事業施設（保育所を除く）	6分の1	8分の1	9分の1	12分の1
保 育 所	4分の1		4分の1	

年額 4,078千円（昭和61年度予算）

イ 助成金支出状況（昭和61年度予算）

私立保育所補助金

年額 60,273千円

私立保育所保育時間延長業務補助金

年額 28,215千円

私立保育所障害児保育事業費補助金

年額 12,630千円

熊本市保育所連盟助成金

年額 3,800千円

熊本市保育園協会助成金

年額 1,200千円

私立保育所牛乳給食事業費助成金

年額 24,133千円

私立保育所事務職員雇用補助金

年額 3,855千円

私立保育所補助基準（昭和61年度）

年齢区分 定員区分	措置児童1人当りの月額単価			
	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
60人以下	1,300円	1,200円	630円	570円
61～90人	1,170	1,070	500	440
91～120人	1,120	1,020	450	380
121～150人	1,110	1,010	440	370
151人以上	1,090	990	430	360

ウ 無認可保育所助成（昭和51年度より実施）

助成内容 園児賠償責任保険料、職員研修費

助成状況 8カ所、153千円（昭和61年度予算）

エ 無認可夜間保育所助成（昭和57年度より実施）

助成内容 園児賠償責任保険料、職員研修費

助成状況 5カ所、69千円（昭和61年度予算）

(5) 保育所徴収金基準額

(昭61. 5. 1現在)

世帯の階層区分			徴収金基準額（月額）			
			3歳未満児	3歳以上児		
				3歳児	4歳以上児	
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0	0		
B階層	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯		0	0		
C階層	1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税世帯	前年度分の市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	7,500 （ 3,750 ）	5,100 （ 2,550 ）	
	2		前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円未満である世帯	8,430 （ 4,210 ）	6,030 （ 3,010 ）	
	3		5,000円以上である世帯	9,650 （ 4,820 ）	7,250 （ 3,620 ）	
D階層	1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯	前年分の所得税課税額が3,000円未満である世帯	10,490 （ 5,240 ）	8,090 （ 4,040 ）	
	2		3,000円以上15,000円未満である世帯	12,350 （ 6,170 ）	9,950 （ 4,970 ）	
	3		15,000円以上30,000円未満である世帯	14,850 （ 7,420 ）	12,450 （ 6,220 ）	
	4		30,000円以上60,000円未満である世帯	20,040 （ 10,020 ）	17,640 （ 8,820 ）	
	5		60,000円以上90,000円未満である世帯	26,510 （ 13,250 ）	22,680 （ 11,340 ）	18,760 （ 9,380 ）
	6		90,000円以上120,000円未満である世帯	33,320 （ 16,660 ） （ 18,310 ）	22,680 （ 11,340 ）	18,760 （ 9,380 ）
	7		120,000円以上150,000円未満である世帯	39,360 （ 19,680 ） （ 27,870 ）	22,680 （ 11,340 ）	18,760 （ 9,380 ）
	8		150,000円以上180,000円未満である世帯	39,360 （ 19,680 ） （ 27,870 ）	22,680 （ 11,340 ）	18,760 （ 9,380 ）
	9		180,000円以上210,000円未満である世帯	39,360 （ 19,680 ） （ 27,870 ）	22,680 （ 11,340 ）	18,760 （ 9,380 ）
	10		210,000円以上240,000円未満である世帯	39,360 （ 19,680 ） （ 27,870 ）	22,680 （ 11,340 ）	18,760 （ 9,380 ）
	11		240,000円以上300,000円未満である世帯	39,360 （ 19,680 ） （ 27,870 ）	22,680 （ 11,340 ）	18,760 （ 9,380 ）
	12		300,000円以上である世帯	39,360 （ 19,680 ） （ 27,870 ）	22,680 （ 11,340 ）	18,760 （ 9,380 ）

固定資産税額による附加基準表

徴収金基準額表の定義における階層及びその固定資産税額による区分	認定する階層
C1階層に属し前年度分の固定資産税額が4,000円以上である世帯	C2階層
C2 " 6,000円以上である世帯	C3階層
C3 " 8,000円以上である世帯	D1階層
D1 " 10,000円以上である世帯	D2階層

※ かつて内の数値は同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、その2人目以降の児童に適用される額とする。ただし、D6～D12の3歳未満児の欄のかつて内の数値の適用については、次に規定するところによるものとする。

- (1) 上段 3歳未満児が2人以上入所している場合にその2人目以降に適用する徴収金の額
- (2) 下段 3歳未満児と3歳以上児とが入所している場合において3歳未満児に適用する徴収金の額

(6) 児童扶養手当等

ア 児童扶養手当受給世帯数

(昭 61. 4. 1 現在)

区 分	離婚世帯	死別世帯	未婚母子世帯	疾病者世帯	遺棄世帯	その他の世帯	計
世 帯	3,577	162	283	165	228	72	4,487

(注) 月額 1 人 33,700 円

イ 特別児童扶養手当受給者数

区 分	1 級障害児	2 級障害児	計
実 人 員	444	164	607

(注) 月額 1 人…… { 1 級 40,800 円
2 級 27,200 円

(7) 施 設

ア 助 産・母子寮

(昭 61. 4. 1 現在)

種 別	施 設 名	経 営 主 体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
助 産 母子寮	熊 本 産 院 熊本市母子寮	熊 本 市 社会福祉法人	星子 敏雄 "	本山町 427 番地 大江 6 丁目 1 番 50 号	昭 25. 7 " 26. 8	20 (床) 18 (世)
"	友愛会 "	"	佐藤 義昭	壺川 2 丁目 1 番 57 号	" 23. 10	20 (世)

イ 乳児院

施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
熊 本 乳 児 院	社会福祉法人	甲 斐 国 男	本庄 2 丁目 3 番 8 号	昭 22. 12	30
慈愛園乳児ホーム	"	朝 谷 総一郎	神水 1 丁目 14 番 1 号	" 25. 4	15

ウ 養護施設

慈愛園子供ホーム	社会福祉法人	朝 谷 総一郎	渡鹿 5 丁目 9 番 12 号	昭 23. 5	90
菊 水 学 園	"	松 本 孝 治	大江町大字渡鹿 1768 番地	" 25. 10	80
藤 崎 台 童 園	"	尾 里 一 清	古京町 3 番 5 号	" 24. 3	70
竜 山 学 苑	"	上 村 宏 洩	龍田町上立田 915 番地	" 23. 10	50

エ 精神薄弱児施設

愛 育 学 園	社会福祉法人	坂 本 次 人	清水町大字新地 720 番地	昭 38. 12	80
大 江 学 園	"	塘 林 恭 介	大江町大字渡鹿 30 番地	" 40. 6	90
仁愛ひかり園	"	穴 戸 春 雄	薄場町 295 番地 7	" 45. 11	(通園) 30

オ 教護院

清 水 ケ 丘 学 園	熊 本 県	桜 井 吉 松	清水町大字打越 476 番地	明 42. 2	60
-------------	-------	---------	----------------	---------	----

カ 盲ろうあ児施設

熊本ライトハウス	社会福祉法人	山 口 拓 爾	新生 2 丁目	昭 28. 7	60
----------	--------	---------	---------	---------	----

キ 婦人保護施設

熊本県婦人寮	熊 本 県	大 柿 国 定	渡鹿 3 丁目 15 番 12 号	昭 33. 8	30
--------	-------	---------	-------------------	---------	----

ク 母子福祉施設

名 称	熊本市母子福祉センター
所 在 地	熊本市水前寺4丁目47番50号
設置主体	熊 本 市
経営主体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開設年月日	昭和60年6月1日
建物構造	鉄筋コンクリート2階建
敷地面積	680.04 m ²
建物面積	546.46 m ²
建設費	135,708千円
主な設備	相談室、保育室、和室、技能室、調理実習室
委託料	22,948千円(昭和61年度予算)

ケ 児 童 館

東部児童館

所 在 地	熊本市錦ヶ丘1番1号
設置主体	熊本市
開設年月日	昭和52年9月1日
構 造	鉄筋2階建
敷地面積	6,516 m ² (東部市民センター面積)
建物面積	325.43 m ²
着 工	昭和51年9月24日
完 工	昭和52年6月20日
建設費	45,000千円

龍田児童館

所 在 地	熊本市龍田町弓削1192番地41
設置主体	熊本市
開設年月日	昭和54年7月5日
構 造	鉄筋2階建
敷地面積	5,380 m ² (龍田市民センター面積)
建物面積	303.85 m ²
着 工	昭和53年9月6日
完 工	昭和54年3月31日
建設費	48,582千円

幸田児童館

所 在 地	熊本市御幸笛田町409番地1
設置主体	熊本市
開設年月日	昭和57年6月1日
構 造	鉄筋2階建
敷地面積	5,578 m ² (幸田市民センター面積)
建物面積	347.30 m ²
着 工	昭和56年9月14日
完 工	昭和57年3月31日
建設費	90,067千円

秋津児童館

所 在 地	熊本市秋津町沼山津1323番地
設置主体	熊本市
開設年月日	昭和60年8月10日
構 造	鉄筋2階建
敷地面積	10,722 m ² (秋津市民センター面積)
建物面積	315.45 m ²
着 工	昭和59年10月5日
完 工	昭和60年3月31日
建設費	96,000千円

西原公園児童館

熊本市九品寺4丁目24番4号
熊本市
昭和53年8月1日
鉄筋3階建
6,386 m ² (西原公園面積)
303.39 m ²
昭和53年1月4日
昭和53年7月11日
52,585千円

託麻児童館

熊本市長嶺町541番地1
熊本市
昭和56年6月1日
鉄筋2階建
6,025 m ² (託麻市民センター面積)
335 m ²
昭和55年9月16日
昭和56年3月31日
75,676千円

清水児童館

熊本市清水亀井町14番7号
熊本市
昭和59年7月10日
鉄筋2階建
7,488 m ² (清水市民センター面積)
337.45 m ²
昭和58年9月21日
昭和59年3月31日
112,440千円

5 身体障害者福祉

(1) 身体障害者福祉モデル都市

昭和50年5月モデル都市の指定を受け、各界の代表53名を「身体障害者福祉モデル都市推進協議会」の委員に委嘱。

協議会に民間施設、公共施設、広報の三部会を設けて、各身体障害者団体の意見、要望をもとにして昭和52年度までに46,440千円の事業を行った。

道路交通安全施設の整備

歩道の段差除去	総延長3,623m
歩道盲人用カラーブロック、点字紙誘導帯の設置	" 3,623m
盲人用音響式信号機の設置	10カ所
聴覚障害者用交通安全標識設置	20本

公共施設の構造設備の改造

市庁舎及び市民会館内に点字カラーブロック、スロープ、自動ドア、専用トイレ、手すりを設置
熊本城、陸上競技場、水辺動物園に身体障害者専用トイレ4カ所を設置

公共施設に車椅子の配備

市庁舎及び出先機関14カ所に42台を配備

簡易入浴事業

寝たきりの重度身体障害者のため中央老人福祉センター内に簡易入浴装置を設置し、車椅子を備えた搬送車1台により看護婦付添で送迎

広報活動

一般市民に対する普及啓もうとしては「市政だより」や各種会合を利用して広報を行うとともに各民間企業、行政機関や団体等に、施設設備の改善、待遇の改善等について協力方を依頼、また小学校低学年のための福祉副読本の編集を委託

(2) 障害者の実態

(昭和60年度)

障害別	年 齢	18才未満	18才以上	計
視 覚 障 害		42	2,109	2,151
聴覚又は平衡機能障害		127	1,835	1,962
音声・言語機能障害		3	125	128
肢 体 不 自 由		299	7,553	7,852
内 部 障 害		95	1,455	1,550
計		566	13,077	13,643

(3) 身体障害者更生援護状況

(昭和60年度)

障 害 別	区 分	取 扱 実 人 員	相 談 ・ 指 導 及 び 措 置					手 帳 交 付	
			補 装 具	職生 業活 及指 導	更 生 医 療	施 設 入 所	そ の 他	申 請	決 定
視 覚 障 害		710	37	128	0	3	778	81	78
聴 覚 障 害		612	104	57	0	0	674	84	82
音声・言語機能障害		29	0	3	0	0	24	12	11
肢 体 不 自 由		2,715	688	385	4	132	2,508	390	387
内 部 障 害		1,012	78	105	357	0	726	247	245
計		5,078	907	678	361	135	4,710	814	803

(4) 障害者住宅整備資金融資（昭和54年4月1日開始）

目 的 障害者又は障害者と同居する世帯に対し、障害者向けに住宅を整備するために必要な資金を貸し付けることにより、障害者の居住環境の改善増進に寄与しようとするものである

貸付限度額 1,200千円

貸付条件 年率 3%

償還 10年以内の元利均等月賦償還

貸付対象者 障害者又は障害者と同居している者で市内に居住し、障害者向けに居室等を増改築又は改造しようとする者

61年度予算 貸付金 2,400千円

(5) 福祉バス（昭和53年度開始）

目 的 身体障害者の地域の社会活動参加を容易にするため、福祉バス（定員21人で、このうち4人程度は車椅子のまま利用できるもの）を設置さらに56年度からミニ福祉バス（定員8～9人内車椅子2人）1台を購入して身体障害者の福祉の増進を図っている

対象者 本市在住の身体障害者手帳所持者

事業内容 市長が適当と認めた更生相談事業、機能回復訓練事業、各種講習会、研修会、スポーツ、レクリエーション、その他身体障害者の福祉の増進を図る事業等に無料で運行する

対象者数 1,364人

61年度予算 3,260千円

(6) 身体障害者家庭奉仕員制度

（昭61.4.1現在）

奉仕員	派遣対象世帯	委託費用	奉仕員報酬1人当月額
10人	52世帯	22,638千円	11,683円

（注）昭和42年度から熊本市社会福祉協議会に委託実施

(7) 身体障害者相談（昭和60年度）

相談員 46人（県費36人、市費10人）

相談件数 900件

委託料 月額1,500円

(8) 心身障害者扶養共済制度（昭和45年4月1日開始）

目 的

心身障害者の保護者が死亡又は障害者となった後、残された心身障害者に年金を支給し、障害者の生活の安定と保護者のいづく不安を軽減しようとするものである

心身障害者の範囲

精神薄弱者にあつては、知能指数75以下、身体障害者にあつては、障害の程度が1級から3級までの者及び精神又は身体に永続的な障害を有する者で、前述の者と同程度と認められる者

加入者

心身障害者の保護者（心身障害者の配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族で現に心身障害者を扶養しているもの）であつて、原則として65才未満の者とする

保険料

年 齢 区 分	掛 金 月 額
35才未満の者	1,400 円
35才以上 40才未満の者	1,900
40 " 45 "	2,600
45才以上の者	3,200

給付金

加入者が死亡又は障害者となったときは、心身障害者を扶養する者（年金管理者）に対し、毎月20,000円の年金を支給する

加入後1年以上の者で心身障害者が死亡したときは加入期間に応じて一時金として20,000円～100,000円を支給する

(9) 市民福祉特別手当

（昭 61.4.1 現在）

手 当 の 種 類	支 給 要 件	金額(年額)	人 員
重度心身障害児手当	障害等級1級2級・知能指数35以下の20才未満	6,000 円	6
中度心身障害児手当	" 3級4級 " 50以下の "	3,000	4

（注）障害福祉年金、福祉手当、特別児童扶養手当の受給者、施設入所中のものは除く

(10) 施 設

（昭和60年度）

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
肢体不自由者更生施設	熊本県身体障害者リハビリテーションセンター	熊 本 県	北岡 勇雄	長嶺町 2255 番地 333	昭 28.9	入所 40 通所 10

6 精神薄弱者福祉

(1) 福祉相談室

ア 業務の内容

家庭児童の養育指導に関すること

心身障害児（者）の療育、育成に関すること

婦人の生活福祉に関すること

その他の福祉相談に関すること

児童、心身障害児（者）及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的及び精神衛生上の総合的診断、判定を行うこと

イ 職員の配置

室 長	1人	家庭相談員	2人
参事1人（精神薄弱者福祉司・心理判定員を兼務）		婦人相談員	2人
事務職員	2人		
技師（看護婦）	1人		
嘱託医	2人（嘱託料1人月額20,000円）		

ウ 利用状況（昭和60年度）

障害別区分

障害		性別	男	女	計
精神薄弱	軽度		214	116	330
	中度		324	277	601
	重度		286	263	549
	最重度		249	171	420
	重症心身障害		7	4	11
情緒障害			5	2	7
言語機能			12	9	21
性格行動問題			23	17	40
身体障害			20	18	38
精神障害			23	15	38
その他			1	4	5
計			1,164	896	2,060

年齢別区分

年齢	性別	男	女	計
0才～5才		189	117	306
6～12		205	94	299
13～15		112	65	177
16～20		163	130	293
21才以上		495	490	985
計		1,164	896	2,060

エ 措置指導状況

（昭和60年度）

性別	種別	生活	教育	施設	職業	医療	その他	計
男		572	7	29	11	55	490	1,164
女		462	4	41	5	34	350	896
計		1,034	11	70	16	89	840	2,060

(2) 心身障害児（者）家庭奉仕員

（昭和61.4.1現在）

奉仕員	派遣対象世帯	奉仕員報酬1人当月額
6人	8世帯	116,830円

（注）昭和46年度から熊本市社会福祉協議会に委託実施

(3) 職親制度（昭和61.4.1現在）

職親登録 27事業所

職親委託数 9人

委託料 1人月額 12,000円

(4) 精神薄弱者相談（昭和60年度）

相談員 15人

相談件数 1ヵ月 7件（平均）

委託料 1人月額 1,500円

(5) 社会福祉事業授産施設入所状況（昭和61.4.1現在）

熊本授産場委託者 7人

委託料 1人月額 44,973円

(6) 精神薄弱者援護施設入所措置状況

(昭 61. 4. 1現在)

施設種別	施設名	定員(重度)	措置人数
更生施設	もみ の き 園 (熊本市)	60(20)	25
	苓 山 寮 (本渡市)	90(30)	15
	なつ ぎ さ 寮 (牛深市)	60(20)	8
	つじ ケ 丘 学 園 (球磨郡)	50(20)	3
	清 香 園 (下益城郡)	40	6
	南 海 寮 (本渡市)	60(20)	9
	す み れ 園 (鹿本郡)	60(30)	11
	高 森 寮 (阿蘇郡)	50(30)	13
	迎 幸 学 園 (泗水町)	50	9
	第 2 明 星 学 園 (上益城郡)	50(30)	7
	精 き ず な の 里 (玉名郡)	40	10
	水 川 学 園 (天草郡)	50(20)	6
	わ ら び 学 園 (八代郡)	30(17)	7
	赤 坂 園 (菊池市)	30	8
	太 陽 の 園 (福岡県)	100	2
	天 水 生 命 学 園 (福岡県)	60(30)	4
	城 南 学 園 (玉名郡)	40	8
	は な そ の 学 園 (下益城郡)	50	10
	深 き 聖 母 の 学 苑 (熊本市)	50	43
	第 2 ロ ニ ー 雲 仙 更 生 寮 (大分県)	86	1
授産施設	蓮 の 実 団 地 (福岡県)	60	2
	雲 仙 福 祉 牧 場 (長崎県)	50	2
	仁 愛 事 業 所 (熊本市)	30	25
	仁 愛 和 光 学 園 (熊本市)	40	7
	ゆ き そ の 学 園 (下益城郡)	50	15
	阿 蘇 く ん わ の 里 (阿蘇郡)	50	17
	健 康 の 荘 (福岡県)	60	2
	荒 尾 市 小 岱 作 業 所 (荒尾市)	60	1
計			收容 210 通所 68

(7) 施設

ア 精神薄弱者通所更生施設

名 称 はなその学苑
 所 在 地 熊本市花園7丁目12番15号
 設置主体 熊本市
 経営主体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 開設年月日 昭和57年5月1日
 建物構造 鉄骨造2階建
 敷地面積 1,948.79㎡
 建物面積 延805.65㎡
 建設費 152,987千円
 委託料 55,881千円(昭和61年度予算)
 定 員 50人
 主な設備 (1F)事務室(相談室含)、食堂、医務室、更衣室、木工室、セメント作業室、シャワー室、厨房、洗面所
 (2F)調理実習室、和室(倉庫含)、紙器工作室、生活指導室、娯楽室、会議室(倉庫、ステージ、放送室)

イ 熊本市福祉センター希望荘

所 在 地 熊本市大江5丁目1番15号
 経営主体 社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会
 開設年月日 昭和55年6月1日
 建物構造 鉄筋コンクリート地上3階(1部塔屋4階)
 敷地面積 898㎡
 建物面積 延1,232.23㎡
 主な設備 (1F)憩の間、相談室、ボランティア控室、湯沸室、身障便所、事務室、管理人室
 (2F)音楽室(防音)、生花・着付研修室、料理実習室、大ホール(防音・映写装置)
 湯沸室、身障便所
 (3F)ブレイルーム、大会議室、和室、湯沸室
 建設費 270,445千円
 運営費補助 28,844千円(昭和61年度予算)

7 老人福祉

(1) 老人数

区分 \ 年度	56	57	58	59	60
65才～69才	16,868	17,069	17,201	17,122	17,982
70才以上	30,852	32,221	33,650	35,068	36,883
計	47,720	49,290	50,851	52,190	54,865
全人口に対する割合(%)	8.96	9.16	9.33	9.46	9.94

(注) 各年度10月1日現在推計、ただし、60年度は国調速報による

(2) 措置状況

(昭61.4.1現在)

区 分	施設数(県内)	定 員	本市の措置人員
養護老人ホーム	38	2,070	322
特別養護老人ホーム	34	2,853	271
計	72	4,923	593

(3) 老人家庭奉仕員制度

(昭61.4.1現在)

奉 仕 員	派遣対象世帯	委 託 費 用	奉仕員報酬1人当月額
42人	209世帯	61,071千円	116,830円

(注) 昭和42年度から、熊本市社会福祉協議会に委託実施

(4) 老人クラブ助成状況

ア 老人クラブ活動助成

区 分 \ 年 度	56	57	58	59	60
老人クラブ助成対象数	373	382	381	385	388
会 員 数	24,233	24,674	24,664	25,072	25,120
助成金支出額(円)	19,665,000	20,043,000	20,157,000	20,333,000	20,524,000

助成基準 50人以上が登録し、9カ月を超え、活動したクラブ(年度途中結成のクラブは6カ月以上)

助成金 月額4,000円

イ 健康増進助成金

金額 1クラブ当たり 年額5,000円

ウ 老人クラブ結成助成

金額 1クラブ当たり 5,000円

(5) 施 設

ア 老人福祉センター

中央老人福祉センター

所 在 地 熊本市南千反畑町10番7号
設 置 主 体 熊本市
経 営 主 体 熊本市社会福祉事業団
開設年月日 昭和50年9月2日
構 造 鉄筋2階建
敷地面積 541㎡
建物面積 延496㎡
建設費 51,435千円
開館日時 午前9時～午後5時(休館日は毎週
月曜日及び祝日)
使 用 料 浴室使用料 20円
定 員 200人
主 な 設 備 機能回復訓練室等

東老人福祉センター

熊本市 健軍本町13番3号
熊本市
熊本市社会福祉事業団
昭和46年4月1日
木造瓦葺平家建
330㎡
延208.7㎡
8,445千円
午前9時～午後5時(休館日は毎週火曜日及び
祝日)
浴室使用料 20円
100人
集会娛樂室 1、図 書 室 1
娛 樂 室 1、浴 室 1

西老人福祉センター

所 在 地 熊本市小島上町4番地
設 置 主 体 熊本市
経 営 主 体 熊本市社会福祉事業団
開設年月日 昭和49年7月10日
構 造 木造平家建
敷地面積 3,400㎡
建物面積 延252㎡
建設費 25,875千円
開館日時 午前9時～午後5時(休館日は毎週
木曜日及び祝日)
使 用 料 浴室使用料 20円
定 員 100人
主 な 設 備 集会室1、娛樂室1、談話室1
図書室1、浴室男女各1
事務室1、管理人室 2

南老人福祉センター

熊本市八幡町1368番地1
熊本市
熊本市社会福祉事業団
昭和49年6月27日
木造平家建
410㎡
延264㎡
24,486千円
午前9時～午後5時(休館日は毎週金曜日及び
祝日)
浴室使用料 20円
100人
集会室1、談話室1、娛樂室1
図書室1、浴室男女各1
事務室1、管理人室 2

北老人福祉センター

所在地 熊本市八景水谷1丁目2番6号

設置主体 熊本市

経営主体 熊本市社会福祉事業団

開設年月日 昭和48年10月22日

構造 鉄筋平家建

敷地面積 2,961㎡

建物面積 延296㎡

建設費 24,300千円

開館日時 午前9時～午後5時（休館日は毎週水曜日及び祝日）

使用料 浴室使用料 20円

定員 100人

主な設備 集会室1、娯楽室1、談話室1、図書室1、浴室男女各1
事務室1、管理入室2

利用状況

（昭和60年度）

施設名 区分	中央	東	西	南	北	計
利用者	44,560	9,819	10,292	16,878	10,374	91,923
1日平均利用者	151	33	35	57	35	311
使用料収入(円)	423,080	139,160	144,040	254,920	129,580	1,090,780

イ 養護老人ホーム

名称 明生園

所在地 熊本市花園7丁目19番1号

経営主体 熊本市

開設年月 昭和54年10月

種別 養護老人ホーム

構造 鉄筋コンクリート瓦葺2階建、一部平家建

敷地面積 13,159.9㎡

建物面積 延3,231.24㎡

建設費 459,080千円

定員 120名

主な設備 集会所、談話室、作業室、医務室、静養室、浴室、洗濯室、面会室、全館冷暖房設備
防火設備、ソーラーシステム給湯設備

措置状況

（昭和60年度入所数）

区別	性別	男	女	計
熊本市（市費）		47	71	118
熊本県（県費）		5	0	5
計		52	71	123

ウ 老人憩の家（昭和48年度開始）

目 的 老人に対し教養の向上、レクリエーション及び集会等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る。

設置主体 熊本市
 運営方法 各老人憩の家運営委員会に委託
 構造 木造平家建
 建物面積 平均 50㎡前後
 建設費 平均500～600万円
 施設内容 集会場、トイレ、台所、その他
 施設数 75カ所 61年度3カ所建設予定
 運営費補助 1カ所当たり年45,000円
 開館時間 午前9時から午後5時まで
 使用料 無料

エ その他の施設

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
養 護 老人ホーム	慈愛園老人ホーム	社会福祉法人	上 原 勇 一	神水1丁目14番1号	23. 11	70
〃	聖母老人ホーム	〃	布施 芳 子	島崎6丁目1番27号	21. 11	70
〃	リデル・ライト 記念老人ホーム	〃	山 本 明	黒髪5丁目23番1号	26. 5	70
〃	熊本めぐみの園	〃	青 木 祐 心	小山町1781番地	47. 2	70
特 別 養 護 老人ホーム	パウラスホーム	〃	陣内 ヒロミ	神水1丁目14番1号	39. 7	56
〃	桜ヶ丘寿徳苑	〃	藤 院 了 幸	小山町2493番地	49. 5	88
〃	天 望 庵	〃	平 原 輝 雄	龍 田 町 陳 内 1737番地41	60. 4	50

(6) 老人福祉手当

(昭和60年度)

区 分	支 給 要 件	年 額	人 員
寝たきり老人手当	寝たきり状態3カ月以上、65才以上70才未満	6,000円	0
施設入所老人 特 別 手 当	老人ホームに入所している65才以上70才未満	6,000	8

(7) 敬老祝金（昭和45年4月1日開始）

目 的 高齢者に対し、敬老の意を表するとともに、その福祉の増進に寄与しようとするものである。

受給資格 88才以上であって、本市に居住している者
 金 額 年額 5,000円
 支給人員 1,225人（昭和60年度）

(8) 老人居室整備資金融資 (昭和48年4月1日開始)

目 的 老人と同居する世帯に対し、老人の専用居室を増・改築するために必要な資金を貸し付けることにより、老人と家族との間の好ましい家族関係の維持・増進に寄与しようとするものである

貸付限度額 1,200千円

貸付条件 利率 3%

償還 10年以内の元利均等月賦償還

貸付対象者 60才以上の老人と同居する者で市内に居住し、老人の専用室を増・改築しようとする者

61年度予算 貸付金 60,000千円

(9) 老人福祉電話相談 (昭和48年4月1日開始)

目 的 一人暮らしの老人に福祉電話を貸与することにより、緊急時の連絡と安否の確認及び各種の相談を行い、在宅老人に対し各種サービスを提供する

電話貸与台数 200台うち50台はシルバーホンあんしん(昭和61年4月現在)

貸付対象者 65才以上の老人で市内に居住し、一人暮らしで近所に介護者のいない者

61年度予算 6,292千円

(10) 移動浴槽車(昭和47年11月開始)

目 的 浴槽を持たない単身で入浴困難な寝たきり老人及び重度の身体障害者等で、常時介護を要する者に対して、定期的に浴槽車を派遣して、無料で適切な入浴の奉仕を行うことにより福祉の増進を図る(熊本市社会福祉協議会へ委託)

車 両 移動浴槽車 1台

搬送車 2台

従事者 運転手 3人

奉仕員 4人

看護婦 2人

対象者数 44人(1人につき月2回派遣)(昭61.3.31現在)

61年度予算 8,577千円

(11) 電車・バス特別回数券交付(昭和50年7月1日開始)

目 的 老人及び心身障害者の福祉増進のため、電車・バス特別回数券を交付する

対象者 70才以上の老人。ただし寝たきり及びそれに近い状態の人を除く
(心身障害者の場合は、障害等級1級～3級の人及び知能指数50以下の人。なお介護を要する場合は介護者を含む)

事業内容 電車(市)、バス(市、産交、電鉄、熊本バス)のうち、希望する1社のもので、3,000円相当(心身障害者の場合は2,000円相当)の特別回数券を交付する

対象者数 老人 34,056人 身体障害者 4,714人 精神薄弱者 1,349人(昭和60年度)

61年度予算 50,000千円

(12) 一人暮らし老人訪問(昭和50年7月1日開始)

目 的 一人暮らし老人を訪問し声をかけて、その安否を確認し、あわせて乳酸菌飲料等を配布することによって老人の福祉の増進を図る

対 象 者 市内に居住する満65才以上の一人暮らし老人で、日常安否の確認をする者がいない者

事 業 内 容 市が委託する乳酸菌飲料等の販売業者の配達人が、一人暮らし老人を訪問して安否の確認をし、あわせて乳酸菌飲料等を配布する。緊急事態が生じたときは、状況に応じて民生委員、福祉事務所、病院等へ連絡をする

対 象 者 数 1,193人(昭和60年度)

訪 問 回 数 週隔日3日

61年度予算 5,419千円

(13) 老 人 農 園(昭和51年度開始)

目 的 土に親しみながら老人の生きがいと健康増進をはかるために、市が無償で借り上げた遊休地を1人当たり10～15㎡程度貸与する(熊本市老人クラブ連合会に委託)

対 象 者 60才以上の老人

農 園 数 8カ所(1カ所当たり 1,000㎡程度)

61年度予算 160千円

(14) ふ と ん 乾 燥(昭和53年度開始)

目 的 65才以上の寝たきり老人及び重度で寝たきりの心身障害者(児)の寝具の無料乾燥事業を行うことにより寝たきり老人及び重度で寝たきりの心身障害者(児)の福祉の増進を図る

対 象 者 老人家庭奉仕員、身体障害者家庭奉仕員、心身障害者家庭奉仕員の派遣先及び移動浴槽車の派遣先の該当者、又は、寝たきり老人及び重度の寝たきりの心身障害者の世帯

事 業 内 容 業者に委託し、対象者宅を巡回訪問して実施

対 象 者 数 31人(昭和60年度)

61年度予算 118千円

(15) 生きがいと創造の事業(昭和54年度開始)

目 的 希望と能力に応じた生産又は活動に参加することによって老後の生きがいを高め、生活を健康で豊かなものにするために生きがい作業所を設け、専任の講師による助言を受け生産又は創造的活動を行う

対 象 者 市内居住のおおむね60才以上の人

生きがい作業所

施設名	所在地	種 目	参加者	実施回数
花園老人生きがい作業所	熊本市花園7丁目19番1号	陶 芸	25	月 2 回
東部 "	" 健軍3丁目13番10号	"	40	月 4 回
南部 "	" 川尻町762番地	"	20	月 2 回
白坪 "	" 田崎1丁目7番10号	園 芸	30	月 2 回
		手 芸	30	月 2 回
幸田 "	" 田迎町大字田井島596番地3	陶 芸	20	月 2 回
		園 芸	40	月 2 回
		手 芸	40	月 2 回
		園 芸	20	月 2 回
京町 "	" 京町2丁目8番4号	手 芸	20	月 2 回
		園 芸	20	月 2 回
水前寺 "	" 水前寺4丁目47番49号	陶 芸	20	月 2 回
		園 芸	20	月 2 回
		手 芸	20	月 2 回
社 会 福 祉 会 館	" 南千反畑町10番7号	手 芸	30	月 2 回
北 老 人 福 祉 セ ン タ ー	" 八景水谷1丁目2番6号	園 芸	30	月 2 回

8 老人保健医療制度（昭和58年2月1日、国により実施）

対 象 者 本市に居住する70才以上の者、及び65才以上70才未満で障害認定を受けた者
 受給資格者 国民健康保険の被保険者または社会保険の被保険者・被扶養者
 実施状況 件数 563,784 件 （昭和60年度）
 経費 25,786,927 千円

9 医療費助成制度

(1) 重度心身障害児医療費助成（昭和48年4月1日、市により実施）

対 象 者 20才未満の障害児（身体障害程度が1級、2級の者、知能指数35以下の精神薄弱児）
 受給資格者 本市の住民基本台帳に記録され、現に居住している障害児の養育者
 所得制限 なし
 実施状況 件数 4,819 件 （昭和60年度）
 経費 15,789 千円

(2) 乳児医療費助成（昭和48年4月1日、市により実施）

対 象 者 乳 児
 受給資格者 本市の住民基本台帳に記録されている者で、現に居住している乳児の属する世帯の扶養義務者で生計を維持する者
 所得制限 なし
 実施状況 件数 83,605 件 （昭和60年度）
 経費 172.167 千円

(3) 重度心身障害者医療費助成（昭和53年10月1日実施）

対 象 者 20才以上の障害者（身体障害程度が1級と2級、知能指数35以下の精神薄弱者）
 受給資格者 本市の住民基本台帳に記録され、現に居住している障害者
 所得制限 福祉手当の支給制限に準じる

実施状況 件数 24,344 件 (昭和60年度)
経費 172,961 千円

(4) 母子家庭医療費助成(昭和57年10月1日、市により実施)

対象者 本市に住所を有する母子家庭の母及びその者に扶養されている児童並びに父母のない児童
受給資格者 母子家庭の母、父母のない児童の場合は当該児童又は当該児童を扶養する者
所得制限 児童扶養手当の支給制限に準じる
実施状況 件数 6,053 件 (昭和60年度)
経費 18,828 千円

10 同和対策事業

(1) 概 況

昭和40年8月、内閣総理大臣の諮問機関である同和対策審議会から、同和問題解決のための基本的方策について答申がなされ、これに基づき昭和44年7月「同和対策事業特別措置法」が制定施行された。

この法律では、歴史的、社会的理由によって生活環境等の安定向上が阻害されている地域(同和対策対象地域)の住民の社会的、経済的地位の向上を不当に阻む諸要因を解消することを同和対策事業の目標としている。

本市においても、同和対策事業特別措置法の趣旨にのっとり、同法施行以来、国及び県の施策に歩調を合わせながら、昭和47年度から住宅改修資金貸付事業及び街灯設置事業を、また48年度以降は各種の入園、入学支度金及び就職支度金などの給付事業を実施してきた。

さらに50年12月、市民局に同和対策室が設置され、以後関係各部局と緊密な連携のもとに、地域住民の理解と協力を得て同和対策事業の推進につとめている。

ことに、生活環境の改善整備の対策としては、51年度に地区道路の舗装事業、52年度には公営住宅の建設及び住宅新築資金の貸付事業などに着手するとともに住民の職業の安定及び教育の充実をはかるための各種の事業の推進も重点的に実施している。

また、社会福祉の向上及び健康増進の対策としては50年度に隣保館を建設し、地域住民の生活の改善向上並びに同和問題の解決に資するためのコミュニティセンターとして各種の事業活動を行い、多くの住民に活用されている。さらに、52年度には児童館を建設し、児童の健全育成の拠点として活用されている。

一方、同和問題の正しい理解と認識を深めるため、同和問題講演会の開催、「市政だより」による広報等を通じて広く市民一般に対する啓発活動に取り組んでいる。

また、53年10月「同和対策事業特別措置法」の期限が3カ年延長され、各種事業をさらに推進して来たが、同法が57年3月31日をもって失効したことに伴い、過去13年間にわたる成果を踏まえつつ、なお、残された課題を解決するため、新たな観点を加えた新規立法として「地域改善対策特別措置法」が57年3月の国会で制定され、同年4月1日から5カ年間の有効期間で施行された。

今後の課題としては、同法の趣旨に基づき対象地域とその周辺地域との一体性の確保を図りつつ、各種の事業を引き続き強力に推進するとともに、実態の把握に努め、更には人権尊重の精神に徹した教育、啓発活動をより一層積極的に展開して、目標達成のため努力する。

(2) 同和地区の概要（昭58.2.1現在）

ア 地区数 1地区
 イ 地区面積 11.90ha
 ウ 世帯数及び人口構造

区 分	世 帯 数	人口総数	性 別 人 口	
			男	女
地 区 全 体	782	2,059	951	1,108
同 和 関 係	503	1,537	712	825

エ 混住率 74.6%

オ 生活保護状況

被保護世帯・人員の状況

区 分	被 保 護 者		保 護 率	
	世帯数	人 員	世帯数	人 員
対象地域全体	152	307	194.3‰	149.1‰
熊本市全体	5,799	10,384	30.9	19.2

被保護世帯の世帯類型別状況

区 分	高 齢 者 世 帯		母 子 世 帯		傷 病 障 害 者 世 帯		そ の 他 の 世 帯		合 計	
	世帯数	人 員	世帯数	人 員	世帯数	人 員	世帯数	人 員	世帯数	人 員
対象地域全体	55	67	12	41	75	153	10	46	152	307
（構成比％）	36.2	21.8	7.9	13.4	49.3	49.8	6.6	15.0	100	100
熊本市全体	2,079	—	758	—	2,662	—	300	—	5,799	—
（構成比％）	35.8	—	13.1	—	45.9	—	5.2	—	100	—

(3) 同和対策事業の概要

項 目	事 業 名	事業開始年度	事業費 (昭和61年度)	担当部局
			千円	
教育をすすめるための施策	適正就学の促進	48	33,663	教育委員会事務局
	クレペリン検査等	"		
	教職員の研修	"		
	入園入学支度金（幼稚園及び小、中学校並びに高校、大学）	(大学 51)		
	幼稚園保育料	53		
	社会同和教育	48		
	健康増進体力向上	"		
	青少年教育	51		
	子供勉強会（小学生及び中学生）	"		
	奨学金（高校及び大学）	"		
居住環境の整備促進のための施策	街燈設置	47	200,225	} 福祉部 下水道部 計画部 管理部
	住宅改修資金の貸付	"		
	水洗便所改造	52		
	児童公園整備	"		
	住宅新築資金貸付及び宅地取得資金貸付	53		
社会福祉の向上及び健康増進のための施策	隣保館の運営	50	28,867	同和対策室 } 福祉部 } 衛生部 } 福祉部
	保育所入所支度金	"		
	高齢者厚生給付金	51		
	葬祭援護金	"		
	心身障害者援護給付金	"		
	新生児出産祝金	"		
	そ族昆虫の駆除	"		
	眼科検診	"		
	結核、がん検診	"		
	保健相談	52		
	乳児栄養強化	"		
	児童館の運営	"		
	老人、身体障害者日常生活用具給付	53		
職業の安定向上のための施策	自動車運転免許委託訓練手当	50	1,806	商工部
	職業訓練校入校支度金	51		
	中学校卒業就職支度金	48		
	高校卒業就職支度金	51		
	中高年齢者就職支度金	52		
	職業訓練受講奨励金	"		
中小企業の経営をよくするための施策	中小企業安定資金融資利子補給	48	18,503	商工部
	中小企業経営指導	51		
その他 総合的な施策	市職員研修	50	21,709	職員部 } 同和対策室
	市民啓発事業	"		
	同和対策事業の推進と調整	"		
合 計			304,773	

(4) 隣 保 館

隣保館は、基本的人権尊重の精神及び同和対策審議会の答申の趣旨にかんがみ、同和対策対象地域住民及びその近隣地域住民に対する理解と信頼のもとに、地域住民に対して生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉、保健衛生等に関する事業を総合的に行うとともに、国民的課題としての同和問題に対する理解を深めるための活動を行い、もって同和行政の第一線機関として位置づけられるとともに、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的な改善向上及び同和問題のすみやかな解決を図るための、コミュニティーセンターとして活動することを目的とする。

所 在 地 熊本市本荘4丁目6番6号

設 置 主 体 熊本市

開 設 年 月 日 昭和51年5月1日

構 造 鉄筋コンクリート2階建（冷暖房設備付）

敷 地 面 積 639.32㎡ 建設総事業費 115,209,505円 改築工事（機能回復訓練室

建 物 面 積 758.42㎡ 用地費 29,008,505円 相談室の新設）

1 階 376.42㎡ 工事費 80,550,000円 工事費 25,085,000円

2 階 382㎡ その他の経費 5,651,000円 工 期 昭58.1.224
～昭59.3.28

規 模

1 階			2 階		
区 分	床面積	定 員	区 分	床面積	定 員
教 養 娛 楽 室	53.1㎡	30人	集 会 室	181.3㎡	150人
生 活 改 善 室	44.1	30	会 議 室	76.9	50
相 談 室	15.2		学 習 室	20.2	20
機能回復訓練室	69.0		保 健 衛 生 室	19.3	
事 務 室	21.0		そ の 他	84.3	
そ の 他	174.02				
計	376.42		計	382.0	

利 用 状 況

事業名		年度	56	57	58	59	60
勉 強 会	小 学 生		2,609人	3,776人	2,924人	4,495人	4,669人
	中 学 生		1,188	2,554	1,100	2,143	2,140
計 (A)			3,797	6,330	4,024	6,638	6,809
着付・組紐	講 座		318	232	149	132	187
生 花	"		869	966	609	587	515
手 芸	"		268	352	230	281	201
茶 道	"		310	255	192	155	128
民 踊	"		433	560	449	591	454
料 理	"			375	200	311	266
レクリエーション	"			156			
和 裁	"		59	224	108	154	105
民 謡	"		231	177	141	172	179
絵 画	"			195	127	169	109
書道・ペン習字	"		427	751	655	682	566
編 物	"		325	277	203	246	225
園 芸	"		199	195	176	223	235
教 養	"		62	189	96	215	214
ワープロ	"						137
計 (B)			3,501	4,904	3,335	3,918	3,521
福祉・職業・経営相談			7	14	5	2	5
保健衛生相談事業			264	275	164	206	313
説明会研修会等その他の事業			6,979	7,728	5,849	7,422	8,192
計 (C)			7,250	8,017	6,018	7,630	8,510
機 能 回 復 訓 練						1,063	1426
計 (D)						1,063	1426
累 計 (A) + (B) + (C) + (D)			14,548	19,251	13,377	19,249	20,266

11 失業対策事業

(1) 在籍者の動向

区分 年度	年度当初在籍者数				年度末 在籍者数	離 籍 者 内 訳					
	男	女	計	平均年齢		就職	自営業	移管	死亡	その他	計
56	319人	502人	821人	66.0才	615人	0人	3人	0人	8人	195人	206人
57	240	375	615	65.3	599	0	8	0	6	2	16
58	230	369	599	66.2	586	0	7	1	5	0	13
59	225	361	586	67.4	563	0	15	0	6	2	23
60	212	351	563	68.0	541	0	7	0	4	11	22

(2) 厚生

ア 就職等奨励金

失業対策事業就労者の一般常雇用への就労又は自営開業を促進し、就労者の生活安定に寄与することを目的として、昭和39年10月1日より実施している。

贈与金 1人当たり市より270,000円、県より130,000円、国より100,000円、計500,000円

就職等奨励金支給状況

区分			年度	56	57	58	59	60
熊 本 市	就 職 者	男	0	0	0	0	0	
		女	0	0	0	0	0	
	自営開業者	男	0	5	4	8	3	
		女	3	3	3	7	4	
	自立引退者	男	—	—	—	—	7	
		女	—	—	—	—	4	
	計		3	8	7	15	18	
熊 本 県	就 職 者	男	0	0	0	0	0	
		女	0	0	0	0	0	
	自営開業者	男	0	1	3	1	0	
		女	0	1	2	7	2	
	自立引退者	男	—	—	—	—	4	
		女	—	—	—	—	0	
	計		0	2	5	8	6	
合 計			3	10	12	23	24	

イ 共 済 会

失業対策事業に就労する労務者で組織する各組合員の互助共済及び福祉増進を図ることを目的として、昭和38年10月1日厚生会が設立された。

補助金 1ヵ月1人当たり 300円

12 国民健康保険（昭和34年7月1日事業開始）

（1）世帯数及び被保険者数

区分 \ 年度	56	57	58	59	60
総世帯数	182,455	185,346	188,196	193,091	192,780
被保険者世帯数	65,854	67,522	69,475	71,605	74,308
加入率（%）	36.09	36.43	36.92	37.08	38.55
総人口	532,023	538,025	544,334	550,318	554,062
被保険者数	168,236	169,739	172,535	175,220	178,650
加入率（%）	31.62	31.55	31.70	31.84	32.24

（注） 総世帯数及び総人口は各年度3月31日現在

（2）保険料賦課徴収状況

区分 \ 年度	56	57	58	59	60
現年度分					
調定額（円）	6,283,682,770	6,630,644,320	7,329,498,330	7,607,295,660	9,010,610,932
収入済額（"）	5,811,241,340	6,121,317,440	6,763,702,607	7,045,790,495	8,248,017,150
収納率（%）	92.34	92.32	92.28	92.62	91.54
過年度分					
調定額（円）	897,790,277	911,084,055	943,348,185	1,001,901,673	1,021,221,480
収入済額（"）	170,124,312	203,096,110	231,975,253	257,266,388	262,698,640
収納率（%）	18.95	22.29	24.59	25.68	25.72
計					
調定額（円）	7,181,473,047	7,541,728,375	8,272,846,515	8,609,197,333	10,031,832,412
収入済額（"）	5,981,365,652	6,324,413,550	6,995,627,860	7,303,056,883	8,510,715,790
収納率（%）	83.18	83.86	82.04	84.83	84.84
賦課期日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日
徴収回数	12	12	12	12	12
保険料額					
被保険者1人当たり（円）	37,350	39,064	42,481	43,604	50,552
1世帯当たり					
最高（円）	240,000	240,000	270,000	290,000	320,000
最低（"）	9,960	9,960	12,660	11,040	17,840
平均（"）	95,418	98,200	105,498	107,052	122,302
保険料率					
所得割（%）	7.50	7.50	7.50	7.50	7.50
均等割（円）	13,200	13,200	13,800	13,800	18,400
平等割（"）	11,700	11,700	13,800	13,800	16,000
賦課割合					
所得割（%）	65.78	66.82	66.04	67.73	62.09
均等割（"）	25.39	24.53	24.19	22.95	27.88
平等割（"）	8.83	8.65	9.77	9.32	10.03

民生

(3) 給付状況

区分		年度	56	57	58	59	60
給付割合	一般被保険者(割)		7	7	7	7	7
	退職者本人(〃)					8	8
	退職者本人(〃) の被扶養者(外来)					7	7
	退職者本人(〃) の被扶養者(入院)					8	8
療養諸費	件数		1,186,635	1,181,336	904,305	923,114	991,542
	費用(円)		24,077,032,537	24,617,684,207	14,539,795,712	15,256,279,625	17,149,695,052
助産費	件数		1,791	1,736	1,739	1,575	1,512
	費用(円)		151,055,950	173,280,000	173,900,000	157,500,000	151,200,000
			3月より(100,000)	(100,000)	(100,000)	(100,000)	(100,000)
葬祭費	件数		1,447	1,394	1,462	1,540	1,599
	費用(円)		21,620,000	27,140,000	29,195,000	30,800,000	31,980,000
			(15,000)	(20,000)	(20,000)	(20,000)	(20,000)
給付費合計	件数		1,189,873	1,184,466	907,506	926,229	994,653
	費用(円)		24,249,708,487	24,818,104,207	14,742,890,712	15,444,579,625	17,332,875,052
はりきゅう あんま 施術	件数		98,244	104,391	110,434	113,163	115,829
	費用(円)		87,322,390	99,171,450	104,912,300	107,504,850	121,620,450
			10月より(950)	(950)	(950)	(950)	(1,050)

(注) ()内は1件当たり給付額、昭50.10.1あんま施術 実施

昭59.10.1より退職者医療制度が創設

(4) 診療費・諸率

区分		年度	56	57	58	59	60
受診率(%)			66.562	65.614	56.680	57.622	58.743
1件当たり日数			4.4	4.3	3.5	3.5	3.5
1件当たり費用額(円)			21,134	21,712	16,684	17,175	18,528
1人当たり費用額(〃)			140,675	142,459	94,565	98,965	108,839
1人当たり受診日数			29	28	17	20	19
1日当たり費用額(円)			4,859	5,106	4,741	4,903	5,302
1世帯当たり費用額(〃)			359,385	358,119	205,566	210,897	230,792
出生率(%)			10.6	10.2	10.1	9.0	8.5
死亡率(%)			8.6	8.2	8.5	8.8	9.0

(5) 納付組織 (昭61.3.31現在)

名称 国民健康保険会

組織数 617

加入状況 70.86 %

事務費 (保険会長の事務費)

○当該月に係る保険料を当該月の1日から翌月の4日までに完納したとき、保険料領収書1枚につき110円

○当該月に係る保険料を翌月の5日から翌月の10日までに完納したとき、領収書1枚につき50円

13 国民年金（昭和34年8月22日事業開始）

（1）拠出年金被保険者状況

区分 \ 年度		56	57	58	59	60
被 保 険 者	強 制 加 入 者	76,183	74,443	74,160	73,287	76,567
	任 意 加 入 者	36,294	35,231	33,775	32,453	33,894
	計	112,477	109,674	107,935	105,740	110,461
保 免 除 料 者	法 定 免 除 者	3,733	3,951	4,170	3,663	3,513
	申 請 免 除 者	4,171	6,313	8,972	10,852	9,486
	計	7,904	10,264	13,142	14,515	12,999
免 除 率 (%)		10.3	13.9	17.7	19.8	17.0

（2）拠出制年金受給者及び支給年金額

区分 \ 年度	58		59		60	
	受給者	年 金 額	受給者	年 金 額	受給者	年 金 額
老 齢 年 金	21,285人	6,604,737,600円	22,100人	7,060,085,600円	22,672人	6,581,295,300円
通算老齢年金	5,095	630,208,800	6,022	794,501,300	7,011	1,002,609,300
障 害 年 金	788	496,811,700	837	535,948,600	888	588,376,800
母子・準母子年金	428	291,002,400	447	305,691,000	425	287,970,400
遺 児 年 金	20	9,496,200	17	821,3200	18	881,4300
寡 婦 年 金	161	279,169,000	162	298,373,000	157	343,140,000
計	27,777	8,060,173,600	29,585	8,734,277,000	31,171	8,503,380,100

（3）検認実施状況

区分 \ 年度		56	57	58	59	60
検 認 対 象 月 数		1,074,448	1,026,010	969,728	910,469	995,511
検 認 実 施 月 数		995,796	954,744	889,793	856,029	840,261
前 納 月 数		295	286	245	357	294
検 認 率 (%)		92.7	93.1	91.5	94.1	84.4

（4）納 付 組 合（昭和61.3.31現在）

納付組合設置数 482組合
 組 合 員 数 30,887人
 組 織 率 84.4%
 手 数 料 取扱い1ヵ月につき55円（昭和61年度）

(5) 福祉年金受給該当者状況

区分 \ 年度	56		57		58		59		60	
老 齢	13,205人	82.0%	12,181人	80.0%	11,250人	78.5%	10,420人	76.7%	9,398人	74.0%
障 害	2,896	180	3,040	200	3,083	215	3,169	233	3,299	260
母 子	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
準 母 子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	16,103	100	15,223	100	14,333	100	13,589	100	12,697	100

(6) 福祉年金受給状況

区分 \ 年度		58			59			60		
		全額支給	一部支給	計	全額支給	一部支給	計	全額支給	一部支給	計
老 齢	件 数	9,066	882	9,948	8,054	911	8,965	7,191	871	8,062
	金 額 (円)	2,730,679	200,739	2,931,418	2,474,189	213,341	2,687,530	2,286,738	208,446	2,495,084
障 害	件 数	2,933	19	2,952	2,997	17	3,014	3,128	19	3,147
	金 額 (円)	1,209,407	3,156	1,212,563	1,257,984	2,956	1,260,940	1,353,804	3,511	1,357,315
母 子	件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金 額 (円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	件 数	11,999	901	12,900	11,051	928	11,979	10,319	890	11,209
	金 額 (円)	3,940,086	203,895	4,143,981	3,732,173	216,297	3,948,470	3,640,542	211,957	3,852,499

14 戸 籍 ・ 住 民

(1) 各種人口登録数

(各年度3月31日現在)

年度 区分			59			60		
			本 庁	支 所	計	本 庁	支 所	計
住 民 登 録	人 口	男	173,687	83,386	257,073	175,585	83,980	259,565
		女	186,495	89,345	275,840	194,457	90,744	285,201
		計	360,182	172,731	532,913	370,042	174,724	544,766
録	世 帯 数		135,781	53,823	189,604	142,368	55,984	198,352
外国人登録人口			1,286	—	1,286	1,384	—	1,384
戸	本 籍 数		125,218	41,065	166,283	126,722	42,037	168,759
籍	本籍人口数		345,722	119,724	465,446	348,220	122,036	470,256

(2) 各種事務受理件数

区分			59			60		
			本 庁	支 所	計	本 庁	支 所	計
戸 籍	出 生		6,155	1,824	7,979	5,986	1,784	7,770
	死 亡		2,525	541	3,066	2,760	479	3,239
	婚 姻		2,859	718	3,577	2,883	787	3,670
	離 婚		985	170	1,155	909	177	1,086
	転 籍		1,169	408	1,577	1,251	456	1,707
	認 知		61	5	66	51	12	63
	養 子 縁 組		253	78	331	228	72	300
	養 子 離 縁		84	17	101	72	18	90
	入 籍		786	158	944	707	181	888
	分 籍		54	8	62	54	3	57
住 民 登 録	そ の 他		1,238	576	1,814	1,164	374	1,538
	計		16,169	4,503	20,672	16,065	4,343	20,408
	転 入		18,220	4,896	23,116	17,972	5,105	23,077
	転 出		16,045	5,297	21,342	16,311	5,266	21,577
	転 居		16,057	4,637	20,694	16,282	4,589	20,871
	そ の 他		24,827	6,000	30,827	26,126	7,158	33,284
	計		75,149	20,830	95,979	76,691	22,118	98,809
	新 規		22,311	9,559	31,870	21,402	9,250	30,652
	廃 止		2,830	1,607	4,437	2,721	1,641	4,362
	亡 失		2,779	1,244	4,023	2,755	1,238	3,993
外 登 国 人 録	計		27,920	12,410	40,330	26,878	12,129	39,007
	新 規		307	—	307	464	—	464
	その他申請		1,451	—	1,451	1,912	—	1,912
計			1,758	—	1,758	2,376	—	2,376

民生

(3) 各種証明取扱件数

年度	区分	本 庁			支 所			計		
		有 料	無 料	計	有 料	無 料	計	有 料	無 料	計
59	戸 籍 関 係	105810	7,703	113,513	34,349	3,944	38,293	140,159	11,647	151,806
	住 民 票 関 係	264,623	47,863	312,486	113,663	18,380	132,043	378,286	66,243	444,529
	印 鑑 証 明	235,952	270	236,222	161,246	1,242	162,488	397,198	1,512	398,710
	計	606,385	55,836	662,221	309,258	23,566	332,824	915,643	79,402	995,045
60	戸 籍 関 係	101,607	7,782	109,389	35,992	3,284	39,276	137,599	11,066	148,665
	住 民 票 関 係	261,173	50,392	311,565	120,979	20,623	141,602	382,152	71,015	453,167
	印 鑑 証 明	225,865	358	226,223	171,297	249	171,546	397,162	607	397,769
	計	588,645	58,532	647,177	328,268	24,156	352,424	916,913	82,688	999,601

15 住 民 組 織

(1) 町内自治会の結成状況

年	自治会(A)	組 数	文書配布世帯数(B)	文書配布世帯数平均 $\frac{(B)}{(A)}$
57	537	14,992	166,752	310
58	544	15,495	169,222	311
59	549	15,877	171,999	313
60	553	16,289	174,890	316
61	559	16,778	178,532	319

(2) 委託事務内容

広報紙（市政だより等）、回覧文書、一般文書（印刷文書）の配布事務

(3) 文書配布委託料 一世帯 月 40円

(4) 補 助 金

町内自治振興補助金として、町内自治の振興を図り、健全な自治会運営に資するため、次の基準により交付する

町内自治振興補助金交付基準	金 額
200世帯以下の町内	年 55,000 円
201世帯以上400世帯以下の町内	60,000
401世帯以上800世帯以下の町内	65,000
801世帯以上の町内	70,000

町内防犯燈補助金として、防犯燈を管理する町内自治会等の地域団体に対して、補助金を交付する

防犯燈数 16,770燈（昭61.3.31現在）

補助基準 1燈につき年額2,000円

16 住居表示整備事業実施状況 (計画面積 41.60 Km² 実施面積 37.36 Km²)

(昭 61. 3. 31 現在)

種別 区分	整 備 区 域	面 積	対象件数	実施期日
1 次	東子飼町 西子飼町 井川淵町 北千反畑町 南千反畑町 南坪井町 草葉町 上林町 城東町 上通町 水道町 手取本町 安政町 中央街 花畑町 下通一丁目 下通二丁目 新市街 桜町 辛島町 紺屋今町 妙体寺町 坪井一丁目～坪井三丁目 本丸 千葉城町二の丸 宮内 古城町 古京町 新町一丁目～新町四丁目	m ² 1,281,060	件 6,576	昭 40. 4. 1
2 次	新屋敷一丁目～新屋敷三丁目 大江一丁目～大江六丁目	1,607,760	4,695	40. 11. 1
3 次	新大江一丁目 新大江二丁目 大江二丁目(追加)	1,621,290	4,745	41. 7. 1
4 次	大江本町 白山一丁目～白山三丁目 岡田町 菅原町 九品寺一丁目～九品寺六丁目 本荘二丁目～本荘四丁目 南熊本一丁目～南熊本三丁目	1,973,800	8,838	42. 7. 1
5 次	本荘五丁目 本荘六丁目 南熊本四丁目 南熊本五丁目 二本木一丁目～二本木五丁目 春日一丁目 春日二丁目 田崎本町	1,214,000	6,810	43. 11. 1
6 次	迎町一丁目 迎町二丁目 弥生町 琴平一丁目 琴平二丁目 琴平本町 南熊本五丁目(追加) 内坪井町 壺川一丁目 壺川二丁目 京町一丁目 京町二丁目 京町本丁 上熊本一丁目 上熊本二丁目 段山本町 春日三丁目～春日五丁目	2,333,000	8,147	44. 8. 1
7 次	水前寺一丁目～水前寺六丁目 水前寺公園 神水一丁目 上京塚町 京塚本町 九品寺一丁目(追加) 本荘一丁目	2,524,000	8,980	45. 10. 1
8 次	坪井四丁目～坪井六丁目 葉園町 子飼本町 室園町 黒髪一丁目～黒髪八丁目 上水前寺一丁目 上水前寺二丁目	2,843,000 (1,648,000)	10,626 (606)	47. 4. 1
9 次 (前期)	国府一丁目～国府四丁目 国府本町 出水一丁目～出水八丁目 江津一丁目 江津二丁目 八王寺町 萩原町	2,359,000 (2,221,000)	7,657 (1,105)	47. 12. 1
9 次 (後期)	神水本町 湖東一丁目～湖東三丁目 新生一丁目 新生二丁目 水源一丁目 水源二丁目 栄町 南町 広木町 若葉一丁目～若葉六丁目	2,666,000 (110,000)	8,888 (0)	48. 8. 1
10 次	津浦町 出町 稗田町 池田一丁目～池田四丁目 池亀町 花園一丁目～花園七丁目 上熊本三丁目 島崎一丁目～島崎七丁目 戸坂町	7,528,000 (6,063,000)	14,872 (93)	49. 10. 1
11 次	新大江三丁目 神水二丁目 尾ノ上一丁目 尾ノ上二丁目 錦ヶ丘 健軍一丁目 健軍二丁目 健軍四丁目 健軍五丁目 清水本町 清水東町 清水亀井町 八景水谷一丁目 八景水谷二丁目	3,870,000	10,668	50. 10. 1
12 次	帯山一丁目～帯山五丁目 保田窪一丁目 保田窪二丁目	1,210,000	4,703	51. 10. 1
13 次	渡鹿一丁目～渡鹿七丁目 大江一丁目(追加)	970,000	4,188	52. 10. 1
14 次	田崎一丁目～田崎三丁目 八島一丁目 八島二丁目 健軍本町 健軍三丁目 本荘五丁目(追加)	1,150,000	2,928	53. 10. 1
15 次	横手一丁目～横手五丁目	900,000	2,505	54. 10. 1
16 次	大江二丁目(追加)	80,000	653	55. 10. 1
17 次	帯山四丁目(追加) 帯山五丁目(追加)	175,000	719	56. 10. 1
18 次	帯山五丁目(追加)	67,000	291	57. 10. 1
19 次	出水四丁目 出水八丁目 江津二丁目(追加) 八景水谷三丁目	588,000 (39,000)	1,458 (0)	58. 10. 1
20 次	本山一丁目～本山四丁目	400,000	1,418	59. 10. 1

(注) () の面積は町界町名変更のみ

9 次(前期)の面積(2,221,000m²)の内494,000m²は19次で実施

17 交通安全対策

(1) 交通安全対策事業

ア 交通安全教育の普及徹底

安全教育

学校、町内会、各種団体において、講演会、映写会、座談会、実技指導を年間を通して実施している。

交通指導員制度

昭和44年10月1日に発足し、現在委嘱されている交通指導員数は292人で、1日、10日、20日の交通安全の日及び春秋の交通安全運動期間中、朝の通学通園時に街頭指導を行うとともに地域における中核的指導者として交通安全に関する諸活動の指導にあたる。

待遇

- 謝礼金として年間18,000円を支払う
- 装備品の貸与…夏冬服上下・旗・笛・胸章・腕章・手袋・市章ワッペン・雨衣・帯革・ヘルメット・帽子・警笛つり・ネクタイ
- 公務災害の補償を適用する

交通安全運動の推進

春秋の全国交通安全運動にとどまらず、年間を通じて季節的事故防止運動を推進している。

- 広報車による呼びかけ、市政だより・パンフレットの配布、ポスター・懸垂幕・写真・標語の掲示等による広報活動
- 現地検討会、巡回パトロール、推進大会等交通安全に関する一連の催物
- 安全教育の集中的実施

幼児交通安全クラブの結成

幼児と母親に対し、交通安全教育を図り、交通安全思想を普及し、将来の立派な交通社会人の育成を図る。

結成数

16クラブ

主な活動

- 母と子の交通安全教室の開催
- 母親の交通安全研修会の開催
- 地域における交通安全活動への参加及び協力

交通安全母の会

母親に一家の交通事故防止の主役的役割をはたしてもらうため、次の活動を行っている。

主な活動

- 母親が交通ルールやマナーを身につけるための交通安全学習会を開催
- 家族の交通安全について、母親がリーダーシップをとり、時にふれ注意を促す
- 地域の交通安全活動について率先し、参加協力する

イ 道路環境の整備促進

市民の交通安全施設設置要望の総合窓口となり、要望の早期実現のため、関係機関に積極的に働きかけ市民と関係機関のパイプ役を果たすとともに、現在はスクールゾーン内の交通安全施設の整備に特に力を入れ、関係機関と一体となって取り組んでいる。

ウ 救済活動

交通事故による被災者を救済するため、交通災害共済事業及び交通事故相談所を開設。

エ 交通遺児援助基金の設立

昭和48年度から交通遺児で、小学校、中学校に入学するもの、又は中学校第3学年在学者に就学援助金を支給するため、総額4,313万円の基金を積立てている。

オ 救済事業の拡充強化

交通事故相談 昭和42年7月開設、相談事項に応じた解決法を教示していたが、47年4月新たに事故相談所を開設し、専門相談員2名による毎日の相談業務のほか毎週木曜日には弁護士を招き法律上の特別相談を行っている。

交通事故相談件数

年	件数	内 訳		利 用 者		
		被 害 者	加 害 者	市 内	県 内	県 外
56	1,029	775	254	986	43	0
57	1,181	910	271	1,121	60	0
58	1,086	830	256	1,025	61	0
59	1,049	809	240	1,005	44	0
60	1,003	785	218	952	51	0

相談内容件数

(昭和60年度)

相 談 内 容	賠償責任者	賠償額の算定	過失程度	示談の仕方	示談後の変更取消	債務不履行	自賠保険請求等	労災社会保険使用	訴訟調停の利用	身体障害の更生	生計の維持	福祉施設利用	各種援護措置利用	電話による応接	その他の
相談件数	14	71	42	117	8	3	164	22	25	0	0	0	0	512	25

カ 放置自転車対策

市民の良好な生活環境を確保するとともに、都市の美観を維持し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とした熊本市自転車の放置防止に関する条例（昭和61年4月1日施行）を制定しその対策に取り組んでいる。

(2) 交通安全施設等設置状況

年 度 工 種	5 6		5 7		5 8		5 9		6 0	
	延長又 はカ所	事業費	延長又 はカ所	事業費	延長又 はカ所	事業費	延長又 はカ所	事業費	延長又 はカ所	事業費
歩 道	5256 m	116377 ^{千円}	5442 m	119664 ^{千円}	2,118 m	116381 ^{千円}	1639 m	92465 ^{千円}	2868 m	123448 ^{千円}
道 路 照 明	13基	2,178	—	—	27基	5,115	23基	6,754	13基	4,040
防 護 柵	3535 m	39,319	4041 m	48,350	4694.8 m	53,184	10790 m	93,353	13387 m	104,854
交 差 点 改 良	4 カ所	12,933	7 カ所	9,159	5 カ所	23,850	—	—	4 カ所	13,247
視 巨 改 良	—	—	—	—	1 カ所	2,190	1 カ所	4,670	3 カ所	5,721
区 画 線	21000 m	8,889	17520 m	7,843	18023 m	5,079	13350 m	3,844	33302 m	11,656
道 路 反 射 鏡	326基	6,308	89基	5,961	125基	6,998	128基	6,997	118基	6,950
視 線 誘 導 標	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自 転 車 道	898 m	31,940	—	—	637 m	24,023	906 m	18,136	—	—
自転車歩行者道	—	—	706 m	24,153	—	—	—	—	—	—
コミュニティ道路	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	17,935	—	28,136	—	66,365	—	38,210	—	35,033
計	—	235,879	—	243,266	—	303,185	—	264,429	—	304,949

(3) 交通災害共済事業

施行年月日 昭和43年4月1日

方 式 市 直 営

共 済 期 間 加入日の翌日から翌年3月31日まで(年度区分)

ア 加入状況

年 度	区 分	加 入 者 (人)	会 費 収 入 (円)
5 6		159,282	73,764,500
5 7		178,067	88,692,580
5 8		167,074	83,455,480
5 9		172,258	86,055,640
6 0		164,955	82,389,320

(注) 各年度加入者には会費免除者(生存)を含む

イ 会 費

共 済 期 限	共 済 会 費
4月1日から翌年3月31日まで	500円
7月1日から翌年3月31日まで	420円
10月1日から翌年3月31日まで	340円
1月1日から 3月31日まで	260円

(注) 生活保護を受けている者の加入は会費免除(共済見舞金は市負担)
小学1年生の会費は市負担(昭和52年4月より実施)

ウ 共済見舞金

死亡見舞金 1,200千円

傷害見舞金 基礎額10,000円と治療実日数1日につき700円を加算する
(180日を限度とする)

弔慰見舞金 会員以外の者(市内居住)が交通事故により死亡したときは、5,000円(市負担)を支払う

給付状況 (昭和60年度)

区 分	件 数	給 付 金 額
死 亡	12 件	14,100,000 円
傷 害	1,425	68,390,100
合 計	1,437	82,490,100

民生

(4) 市内交通事故の推移

年	人 身 事 故		死 者		負 傷 者	
	実 数	指 数	実 数	指 数	実 数	指 数
56	2,953 件	100	22 人	100	3,495 人	100
57	3,832	130	25	114	4,429	127
58	4,307	146	26	118	5,030	144
59	4,289	145	25	114	5,177	148
60	4,410	149	19	86	5,210	149

18 市営駐車場

名 称	熊本市役所駐車場				市 営 花 畑 駐 車 場			
所 在 地	熊本市下通1丁目1番8号				熊本市花畑町4番18号			
開 設 年 月	昭和55年4月				昭和47年1月			
総 面 積	8,054 ㎡				2,568 ㎡			
収 容 台 数	353台 { 2階 48台 5階 62台 3階 62 6階 57 4階 62 屋階 62				82台 { 地下 41台 地上 41			
駐 車 料 金	区 分				車 両 区 分			
	料 金 区 分				普通自動車、 小型自動車、 及び軽自動車			
	1 月曜日から金曜日まで (休日を除く) 午前8時30分から 午後5時30分まで 土曜日(休日を除く) 午前8時30分から 午後0時30分まで 月曜日から金曜日まで (休日を除く) 午後5時30分から 午後10時まで 土曜日(休日を除く) 午後0時30分から 午後10時まで 日曜日及び休日 午前8時30分から 午後10時まで				規則で定める 用務先確認印 がある場合			
					(1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円。ただし、第7条の規定に違反して駐車をし、規則で定める用務先確認印がない場合は400円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間ごとに150円			
	2 月曜日から金曜日まで (休日を除く) 午後5時30分から 午後10時まで 土曜日(休日を除く) 午後0時30分から 午後10時まで 日曜日及び休日 午前8時30分から 午後10時まで				規則で定める 用務先確認印 がない場合			
					(1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円。ただし、規則で定める用務先確認印がある場合は100円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間ごとに150円			
	○駐車場の閉鎖時刻までに出席しなかった場合に於ける閉鎖時刻から翌日の開始時刻までの料金は、1時間までごとに150円を別に徴収する。							
営 業 概 要 (昭和60年度)	台 数 429,639 台 収 入 90,588,650 円				台 数 108,584 台 収 入 58,632,350 円			

名 称	市営熊本城二の丸駐車場				熊本市産業文化会館駐車場	
所 在 地	熊本市二の丸2番3号				熊本市花畑町7番10号	
開 設 年 月	昭和49年7月				昭和56年3月	
総 面 積	25,639㎡				428㎡	
収 容 台 数	260台				31台	
駐 車 料 金	車 両 区 分		バ ス	普通自動車	自動二輪車	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円
	料 金 区 分		円	円	円	(2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間ごとに150円
	基本料金	2時間以下	500	200	100	○午前8時から午後6時までの駐車に規則で定める用務先確認印がある場合については、第1号の規定にかかわらず、
	超過料金	2時間を超える場合は1時間ますごとに	200	100	50	駐車を開始した時から1時間以内は無料とする
○駐車場の閉鎖時刻までに出席しなかった場合に於ける閉鎖時刻から翌日の開始時刻までの料金は、1時間までごとに150円を別に徴収する						
営 業 概 要 (昭和60年度)	区 分	バ ス	普通自動車	自動二輪車	合 計	台 数 28,279 台 収 入 14,660,500 円
	台数(台)	24,974	122,975	749	148,698	
	収入(円)	12,288,800	29,683,900	75,050	42,047,750	